



# 参考資料①

金融庁  
平成25年3月

## 中小企業金融円滑化法について

平成21年12月3日公布・4日施行、平成23年3月31日までの時限法として制定  
平成23年3月の延長(1年間)を経て、平成24年3月に、平成25年3月31日まで1年延長【最終延長】

### 金融機関の努力義務

- ・金融機関は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

### 金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。 ・実施状況と体制整備状況等の開示。

### 行政上の対応

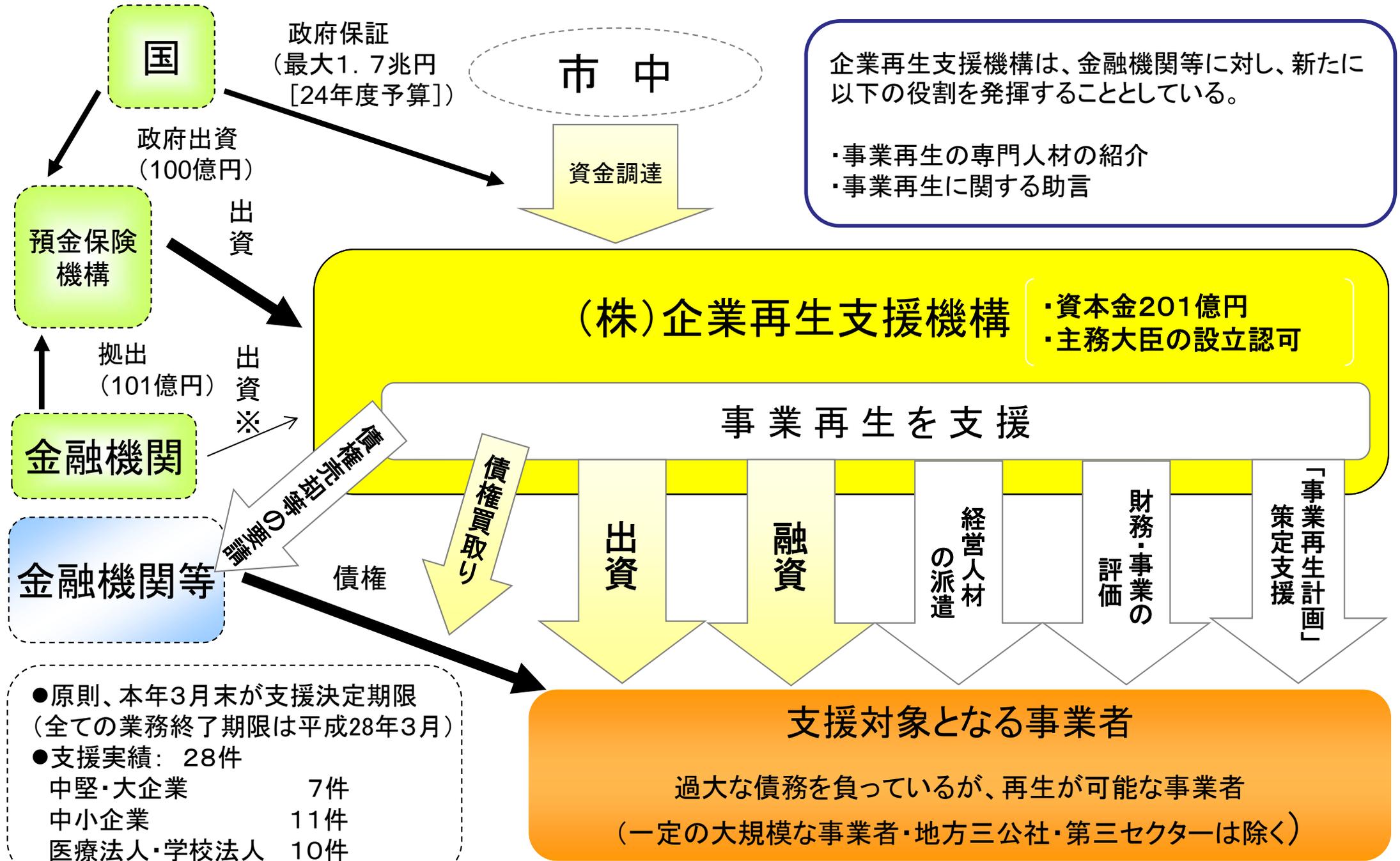
- ・実施状況の当局への報告。 ・当局は、報告をとりまとめて公表。

## 中小企業金融円滑化法の実施状況について

- ・貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準で推移するなど、その取組みは定着。  
平成24年9月末現在 申込:369万件 実行:343万件(法施行時からの累計)

- ・一方で、貸付条件の再変更等が増加(足元では条件変更を受けた先の約8割を占める)。  
また、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定できていない中小企業者も存在。

# 企業再生支援機構の概要



企業再生支援機構は、金融機関等に対し、新たに以下の役割を発揮することとしている。

- ・事業再生の専門人材の紹介
- ・事業再生に関する助言

- 原則、本年3月末が支援決定期限 (全ての業務終了期限は平成28年3月)
- 支援実績: 28件
 

中堅・大企業	7件
中小企業	11件
医療法人・学校法人	10件

※101億円のうち、5億円は農林中金が機構へ直接出資。

# 中小企業再生支援協議会の概要

## 中小企業再生支援全国本部

各地の  
協議会を  
サポート

- 支援実績（平成15年2月～24年12月）

再生計画策定件数	3,537件
相談取扱い企業数	26,377件

## 中小企業再生支援協議会（全国47都道府県）

・産業活力再生措置法に基づき、商工会議所等の認定支援機関に設置

### 事業再生を支援

金融機関間の調整

財務・事業の  
評価

「再生計画」  
策定支援

金融機関等

債権

## 支援対象となる事業者

過剰債務等により経営環境が悪化しているが、再生が可能な中小企業

# 「中小企業支援ネットワーク」の概要

- 地域内の金融機関同士であっても、経営改善や再生に対する目線や姿勢が異なるため、普段からの情報交換や経営支援施策、再生事例の共有等により、経営改善や再生の目線を揃え、面的な経営改善、再生のインフラを醸成し、地域全体の経営改善、再生スキルの向上を図る。
- 参加機関間の連携強化により、各機関が有する専門知識を円滑に活用できる関係の構築を図る。
- 地域毎(県単位を想定)に「中小企業支援ネットワーク」を構築。活動内容、開催頻度、参加者等は地域の実情に応じて決定。
- 各地域における自律的な取組として、地元中小企業の迅速な経営改善・事業再生を促進するため、地方公共団体、協会、協議会、経営支援機関等を中心に関係機関が連携を図り、中小企業を支援する枠組を構築済み。

## ～中小企業支援ネットワーク

### 参加機関の連携促進



(事務局が地方公共団体や再生支援協議会の場合もある)

- 参加機関: 地域金融機関、信用保証協会、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、経営支援機関(商工会、商工会議所等)、地方公共団体、財務局、経産局等
- 活動: 定期的(年2~3回程度)に、情報交換会や研修会(施策ツールの紹介、地域金融機関による再生支援の取組、再生手法に関連する勉強会等)により、地域全体の経営改善、再生スキルの向上を図る。



# 参考資料②

## ( A B L、資本性借入金 )

# 「うちの会社には担保にできる不動産がない・・・」とお悩みの企業の皆様へ！

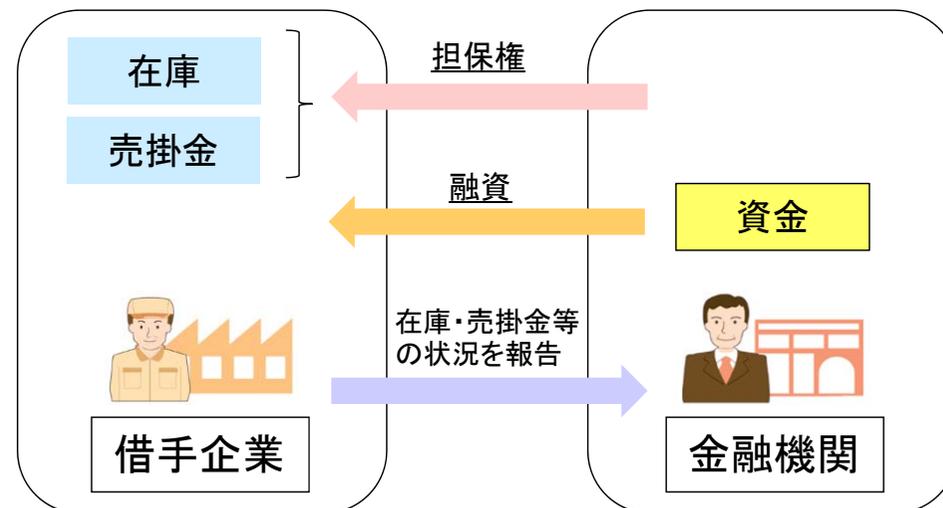
- 「在庫」や「売掛金」も、「不動産」と並ぶ重要な資産です。
- 「在庫」や「売掛金」等を担保とする「<sup>エービーエル</sup>ABL」を検討していませんか？

## ABL (Asset Based Lending) をご存知ですか？

- ◇ 「ABL(動産・売掛金担保融資)」とは…  
「在庫」や「売掛金」等を活用する資金調達の方法です。
- ◇ ABLを活用すれば…  
担保にできる「不動産」がない企業に、「在庫」や「売掛金」等を担保とした、新たな資金調達の道が開かれます。
- ◇ 今回…  
金融機関がABLに取り組む場合、  
どのような担保管理を行えばよいかを  
明確にすること等で、金融機関・借手企業  
におけるABLの活用を後押しします。

## ABLの仕組み

- ◇ 「土地」や「建物」ではなく、「在庫」や「売掛金」等に担保権を設定することにより、金融機関から融資を受けることとなります。
- ◇ 一方で、借手企業は、「在庫」や「売掛金」等の状況を、金融機関に定期的に報告する必要があります。



# 経営改善に取り組む中小企業の皆様へ 「資本性借入金」の活用を検討してみませんか？

## 資本性借入金とは・・・

金融機関が皆様の財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。

## 「資本性借入金」活用のメリット

既存の「借入金」を「資本性借入金」の条件に合致するように変更することにより・・・



### 【メリット①】

**資金繰りが改善されます。**

- ・長期の「期限一括償還」が基本であり、資金繰りが楽になります。
- ・業績連動型の金利設定が基本であり、業況悪化時は金利が低くなります。

### 【メリット②】

**金融機関から新規融資が受けやすくなります。**

- ・「資本性借入金」を資本とみなすことで、実質的な財務内容が改善し、新規融資が受けやすくなります。

## 「資本性借入金」の活用を推進するため・・・

金融機関からの「借入金」を「資本性借入金」とみなす場合の条件

### 【従前】

特定の貸付制度を例示

(例)

- 償還条件: 15年
- 金利設定: 業績悪化時の最高金利0.4%
- 劣後性: 無担保 (法的破綻時の劣後性)



条件を具体化

### 【改正後】

- 償還条件: 5年超(期限一括償還)
- 金利設定: 業績悪化時には低金利
- 劣後性: 一定の条件を満たす場合には「担保の解除」は要しない

## 「資本性借入金」による効果

【中小企業の貸借対照表(金融検査上の取扱い)】

中小企業は一般的に資本が小さい

資産	負債
	資本



資本が小さいと資産が少し毀損しただけで債務超過に

資産	負債
	債務超過 [資産<負債]
	資本



新規融資が困難



負債の一部を「資本性借入金」とすると実質的に債務超過が解消

資産	負債
	資産超過 [資産>負債]
	資本性借入金
	資本



新規融資が可能

今般、金融機関の「資本性借入金」の税務上の取扱い(損金処理が認められる要件)を明確化することにより、「資本性借入金」の更なる活用を推進することとしました。

# お問い合わせ先

「ABL」や「資本性借入金」についての中小企業向け説明会を全国各地で開催しております。

説明会の開催や講師派遣のご要望、ご関心のある方は、お近くの財務局までお問い合わせください。

金融庁検査局総務課 TEL 03-3506-6000

各財務(支)局の理財部検査総括課(沖縄総合事務局にあっては財務部検査課)

北海道財務局	011-709-2311	中国財務局	082-221-9221
東北財務局	022-263-1173	四国財務局	087-831-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	096-206-9765
北陸財務局	076-292-7840	福岡財務支局	092-411-7281
東海財務局	052-951-2474	沖縄総合事務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6372		